

# 希望の明日

2009年9月10日 31号

生存権裁判を支援する北海道の会

事務局：北海道生活と健康を守る会連合会

札幌市西区八軒8条東5丁目4-20

TEL(011)736-1722 FAX(011)736-1688

メール：doseiren@joy.ocn.ne.jp

## 9・4 札幌地裁 傍聴席一杯の73名が集結

4日、札幌地裁で第7回口頭弁論が行われ、原告の菊地さん、佐賀さん、原告予定者の伊賀さん、8名の弁護士と支援者計73名が集まり、傍聴席を一杯にしました。母子加算復活を公約した政党が多数となった総選挙後すぐの裁判であり、新聞・TVなど多数のマスメディアもつめかけました。

裁判では、弁護士から計70名近い3つの準備書面が提出され、①母子家庭には特別の「需要」があること②原告の生活実態について③政府が最大の根拠としてきた統計(特別集計)の「有意性」が崩れ去ったことを主張しました。また、最後に原告の川口美幸さんの陳述が読み上げられ、「未来ある子の芽を摘まないで」と訴えました。

続く報告集会で、内田弁護士は、「母子加算復活を政治課題にさせたのは全国の生保裁判の力。気を抜かずに頑張ろう」との訴えに、参加者は決意を新たに政党宛要請葉書を受け取りました。



### ◆報告集会の様子◆ (IN 高教組センター)

- 弁護団の主張:「廃止の根拠は完全に崩れた」
- ① 生活保護の母子家庭特有の「特別需要」とは～母親が背負う負担だけではなく、子ども達の背負うハンディキャップ…発達段階に応じた成長課題があり、親と過ごす時間、社会性や学力の向上の機会が不足…を補うため加算はどうしても必要。
- ② 原告の生活実態～生活状況、子ども達への影響、肉体的精神的負担の詳細な聞き取りに基づいて。
- ③ 統計～麻生総理大臣「(この資料が)統計的に有意なものであるかどうか確認できない」



☆今後の裁判の予定☆

- ①釧路地裁:10/13(火)14時～  
その前に街頭宣伝(和商市場)を行います
- ②札幌地裁:12/18(金)10時～

### 行動提起

- ①衆議院議員・政党宛に母子加算復活の葉書を送ろう。
- ②9月10日(木)大通街頭宣伝行動への参加を。12:15～ 大通西3丁目
- ③10月24日(土)支援する会第3回総会へのご参加を。  
13:30～(受付13時～) 札幌市社会福祉総合センター(地下鉄東西線西18丁目)